臨時バスバース（⑥のりば）の受付について

臨時バスバース受付事務の流れ図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事前確認 | ①事前に電話、メール、FAXのいずれかにて予約状況をご確認ください。　**受付先　：　〒708－8501津山市山北520　　津山市役所都市建設部都市計画課****ＴＥＬ）０８６８－３２－２０９７　　　ＦＡＸ）０８６８－３２－２１５５（部専用）**※申請書の様式（様式第１号）はＨＰに記載しております。 |
|  |  |  |
|  | 申請 | ①予約状況確認後、利用する日前２月以内から申請が可能となっております。※許可は、申請書の先着順となりますのでご了承ください。※利用する日前２月以上の期間は、申請書の受付は行っておりません。②メール、FAX、郵送又は直接窓口にて申請書をご提出ください。 |
|  | ⇓ |  |
|  | 申請書受付 |  |
|  | ⇓ |  |
|  | 納入通知書及び使用許可証送付 | ①使用許可証及び納入通知書を申請者に直接窓口又は郵送にてお渡しいたします。※許可後に使用日時の変更およびキャンセルが生じる場合は、事前にご連絡ください。 |
|  | ⇓ |  |
|  | 使用料の納付 | ①納付期限までに納付をお願いいたします。※直接振込みをされる場合の振込手数料は、申請者のご負担となります。 |
|  | ⇓ |  |
|  | 申請者の使用 | ①利用者は施設利用時に、許可証を持参し目視できる場所にご掲示ください。②利用者は係員に許可証の提示を求められた場合は、ご提示ください。 |

①使用時間について

|  |
| --- |
| １時間内の【0～15分】【15～30分】【30～45分】【45～0分】の１５分毎の４単位としております。例）１０分に着車し、２０分に発車する場合も利用できますが、【0～15分】【15～30分】の２単位での受付となります。１単位に最大２台（車長９ｍ以下の場合のみ）まで停車可能です。 |

②使用料について

|  |
| --- |
| 津山市津山駅北口広場条例第９条　使用料　使用者は、別表第１の規定により算定した額を使用料として納付しなければならない。別表第１　　団体バス（臨時バス）乗降場　発車１回につき５００円ただし、【①使用時間についての（例）】のように２単位の使用になる場合は、1単位につき５００円になります。１単位に２台停車する場合は２台分の料金になります。 |

③キャンセルによる使用料の還付について

|  |
| --- |
| 　キャンセルとなる場合、利用する日前の７日までにご連絡ください。利用する日前７日以内又は利用日を過ぎてのキャンセルの場合、使用料の還付ができないことがあります。 |

④原則として、利用する２週間前までに申込を行ってください。

直接指定口座に振り込む場合の振込先について

|  |
| --- |
| 【指定口座振込先】中国銀行津山市役所出張所　普通貯金　№１００６００１　　　　 |

津山市のHP　<https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

または「津山駅北口広場施設使用」で検索